

CSFの発生により影響を受けた養豚農家の方々に 経営再開・継続・維持に必要な資金を融通します

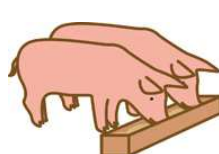
～家畜疾病経営維持資金～

CSFが発生した養豚農家や、CSFワクチン接種後の出荷停止等により経済的な影響を受けた養豚農家に対し、畜産経営の再開・継続・維持に必要な資金を融通します。

資金の使い道

畜産経営の再開・継続・維持に必要な営農経費に使うことができます！

- ◆ 家畜の導入
- ◆ 飼料・営農資材等の購入
- ◆ 雇用労費の支払い など



資金貸付の対象者・条件

	発生農家	発生していない農家 (○ 移動・搬出制限区域内の方 ○ CSF発生やCSFワクチン接種後の出荷停止等により 経済的影響を受けた方 (※))
限度額	個人：2,000万円 法人：8,000万円	(1頭当たり) 肥育豚：13,000円 繁殖豚：26,000円
償還期限	7年以内 (据置3年以内)	
金利	0.675%以内 (R1.11.18時点) 県の上乗せ利子補給により、実質無利子または金利負担減となる場合があります。	

※ CSF発生等の後、1頭当たりの豚肉販売単価が過去5年平均より概ね2割以上低下している場合が該当します。詳しくは県や融資機関等にお問い合わせください。

CSF発生やCSFワクチン接種後の出荷停止等により経済的損失を受けた場合には、農林漁業セーフティネット資金(金利0.09% R1.11.18時点)の利用も可能ですので、お近くの農協や(株)日本政策金融公庫支店等へお問い合わせください。

ご相談・お問い合わせ先

◆ 家畜疾病経営維持資金の借入れについては、お近くの農協、銀行、信用金庫などの融資機関にご相談ください。

◆ お問い合わせは

長野県園芸畜産課家畜防疫対策室 直通 026-235-7232

農林水産省畜産部畜産企画課(金融・税制班) 代表03-3502-8111(内線4893)